**平成２３年（フ）第１９号**
長野県北佐久郡立科町大字桐原227番地３
債務者　竹重　和枝
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

**平成２３年（フ）第２４号**
岡山県玉野市玉１丁目12番７号
債務者　永尾　正文
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２９６号**
岡山市北区原351番地７
債務者　小椋　容輔
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３００号**
岡山市南区浦安本町51番地１
債務者　小野　悦子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３１８号**
岡山市南区福富西１丁目17番22号　デューク福富102号
債務者　久安かおり
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２５号**
大分県宇佐市安心院町佐田752番地の２
債務者　川上　良治
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月29日午後３時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

**平成２３年（フ）第３８号**
大分県中津市三光原口754番地３
債務者　時本　修治
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月29日午後３時45分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

**平成２３年（フ）第８３２８号**
東京都葛飾区新宿１丁目４―11　クレストフジⅡ203
債務者　齊藤　　愛（旧姓茂原）
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８３４９号**
東京都世田谷区八幡山２丁目６－１―407
債務者　川崎　　武
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８３７１号**
東京都板橋区前野町６丁目13―10―501
債務者　永山　嘉藏
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８３７２号**
東京都大田区大森西３丁目32―17―401
債務者　高橋　友子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８３７７号**
東京都目黒区柿の木坂２丁目18―15―207
債務者　石川美穂子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８４０２号**
東京都昭島市緑町３丁目５―30　栗ノ沢荘
債務者　佐藤　末一
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８４０３号**
東京都日野市三沢５丁目12―13
債務者　渡辺　大輔
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８４０４号**
東京都清瀬市元町１丁目３―14―502
債務者　三上　久子（旧姓堀合）
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８４０５号**
神奈川県横浜市港北区篠原北１丁目24―27―501
債務者　谷戸　裕美（旧姓小岩）
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部